

法制面からの官民ファンド分析

石田 幹人 CMA

目 次

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1. はじめに | 4. 民業圧迫・民業補完 |
| 2. ファンドとプリンシパル・エージェント理論 | 5. 時限性 |
| 3. 官民ファンドへの適用 | 6. 終わりに |

官民ファンドは、様々な政策目的の実現を目標としている点において、民間の一般的なファンドとは異なる特徴を有している。本稿では、かかる官民ファンドの特徴をプリンシパル・エージェント理論の観点から民間ファンドと対比して分析した上で、官民ファンド運営を法制面から基礎づける「支援基準」の簡素化を提言する。また、官民ファンドの民業圧迫の問題及び時限性の問題についても簡単に分析する。

1. はじめに

筆者は、ベンチャーキャピタルファンドに投資担当者として勤務した後、弁護士に転じ、官民ファンドも含め国内外の多数のファンドの組成及び投資案件に関与し、ファンドを様々な角度から眺める機会に恵まれた。本稿では、筆者の経験を踏まえ、まずはファンド一般について、その内容を契約理論（法と経済学）の観点から簡単に分析した上で、官民ファンドの特徴について、その根拠となっている法制面から検討を加えていくことにしたい。

2. ファンドとプリンシパル・エージェント理論

(1) ファンドとは

ファンドというのは漠然とした概念であり、これを簡単に定義することは難しいものの、筆者が関与することの多い、ベンチャーキャピタルファンド（以下、VCファンド）、プライベートエクイティファンド（以下、PEファンド）などのいわゆる投資ファンドは、集団投資スキーム（Collective Investment Scheme）として分類されるものであり、その大枠は、「複数の投資家から出資を募



石田 幹人 (いしだ みきと)

森・濱田松本法律事務所 弁護士／ニューヨーク州弁護士。1996年東京大学経済学部卒業、2009年東京大学法科大学院修了、15年スタンフォード大学ロースクール修了。1996年住友銀行（現三井住友銀行）入行、2002年モバイル・インターネットキャピタル入社、11年1月より森・濱田松本法律事務所。18年10月より日本CFA協会理事。